

粉じんに関する届出に関するフロー図

事前調査(元請業者(施工者))

発注者への調査結果の説明・掲示

解体・改修しようとする建築物(工作物)に特定建築材料(特定石綿含有材料)が使用されていますか？ **<飛散性アスベスト>** ①吹き付け石綿、②石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材

いいえ (③石綿含有成形板等の使用を含む)

はい

建築物の解体ですか。★

いいえ

はい

床面積の合計は1000㎡以上ですか。

いいえ

はい

石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する建築材料を使用し、**床面積が80㎡以上**ですか。
<非飛散性アスベスト> ③石綿含有成形板等

いいえ

はい

条例に基づく 届出不要
ただし、解体・改修工事により粉じんが発生しないように注意！

条例に基づく 届出が必要
(施工者が届出)

※一部例外あり
石綿に直接接触することがないなど、石綿粉じんが飛散する恐れがない場合

大気汚染防止法に基づく 届出が必要
さらに、条例の届出が必要かどうかの判断を★から行ってください。
(発注者が届出)

完了報告書提出
(工事後)

条例の届出が必要な場合のみ